

**物品製造等及び役務
入札参加資格の更新申請 Q & A**

**焼津市
(平成28年9月版)**

1. 更新制度について

問1 なぜこのような制度であるのか。

- 入札参加資格の条件となる営業の許可などが継続して確保されているかを確認するためです。
- また、決算日により申請の時期が異なりますので、申請が分散することにより、行政事務の平準化・効率化を図ることも制度の目的としてあります。

問2 更新申請をしなかったらどうなるのか。

- 入札参加資格の有効期限日をもって満了となり、入札参加資格を失うこととなりますので、十分ご注意ください。

2. 更新申請のスケジュールについて

問3 更新申請の手続き期限はいつか。

- 入札参加資格申請（新規申請又は更新申請）時に提出した財務関係書類の事業年度の終了日（決算日）の属する月の翌月から起算して2年6カ月以内で、この際の決算日が更新基準日となります。
- 更新基準日の属する月の翌月から起算して「2年6カ月以内」に更新申請の手続きをしてください。
- 決算日を基準日とした財務関係書類及びその他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出して更新申請の手続きを行っていただきます。
- 更新基準日の属する月の翌月から起算して2年6カ月目（以下「更新期限月」という。）の末日の10日前（以下「更新期限日」という。）までに申請書類を提出してください。
- 更新期限日が土曜日・日曜日・祝日等の本市の閉庁日（以下「休日」という。）と重なった場合は、休日前の平日となりますので、ご注意ください。
- この更新期限日までに焼津市役所に必ず届くようご注意ください（更新期限日の消印というだけでは不可）。

問4 新規での入札参加資格の認定を受け、その直後に決算日が到来した。この場合も更新申請は必要か。

- 新規登録後の直後であっても、到来する決算日を基準として更新申請をする必要があります。

問5 更新期限月はどのように確認するのか。

- 当市ホームページの焼津市競争入札参加資格登録業者一覧で検索していただくと更新期限月が掲載されています。以下のアドレスを参照してください。

URL : <http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/index.asp>

問6 提出方法は、郵送に限るのか。

- 郵便等による送達又は持参となります。
- 持参の場合は、本市開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。その場での内容確認はせず、受け取りのみとさせていただく場合があります。ご了承ください。

問7 郵送で申請書を提出したが、届いているかどうかを確認したい。

- 郵送等の送達の場合では、書類の受領について本市からは通知しません。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- 申請書類送達の確認が必要でしたら、「配達証明郵便」等の配達記録が残るものをなるべく利用してください。
- その他、受付票類が必要な場合は、宛先を記載した「返信はがき」を添付していただければ、受付印を押印して返送します。

問8 不備や不足の書類があったらどうなるのか。

- 書類に不備や不足等があった場合には連絡をしますので、速やかに提出してください。

問9 更新期限内に不足書類等の補完ができなかったらどうなるのか。

- 更新期限月の翌月（以下「補完月」という。）の末日の10日前（以下「補完期限日」という。）までに不足書類等を提出し、補完してください。
- 補完期限日が休日と重なった場合は、休日前の平日となりますので、ご注意ください。
- 不足書類等は郵送等で送達してください。提出する際には「更新申請の不足書類」と明記してください。
- 不足書類が未提出の間は、入札参加資格の審査が未了となりますので、入札参加資格は留保され、競争入札に参加できません。
- 補完期限日までに補完ができない場合は、入札参加資格の更新が否認されます。
- 不足書類等について補完の連絡をした方には、催促の連絡等はしません。提出期限厳守のうえ提出してください。
- 補完がされ、入札参加資格が認められた方は、補完月の翌月1日をもって入札参加資格が復活します（名簿に登録されます。）。

問10 更新の申請ができず入札参加資格の更新を否認されたが、再度、入札参加資格を得たい場合はどうするのか。

- 新規登録として入札参加資格審査申請をしてください。
- 本市における新規登録の申請受付月は、6月・10月・2月の年3回です。

問11 途中で決算日が変更になった場合は、いつ更新申請をしたら良いか。

- 変更前の決算日に基づく更新期限月までに更新申請をしてください。
- その更新申請の際に、更新申請の様式上の決算日変更についての記載欄がありますので、記載していただき、直近の決算書類（変更後の決算日のもの）を提出いただきます。この手続きにより、決算日変更についての変更届は不要です。
- 次回の更新期限月は、変更後の決算日をもとに変更されます。
- 会社更生法の手続き開始決定を受けた場合については、会社更生法に基づく決算日及び税法に基づく決算日となり、変則的な決算日となりますが、この場合も上記と同様の取扱いとなります。

3. 提出書類の作成について

問12 申請書等の様式はどこで入手できるのか。

- 本市のホームページに要領及び様式等を掲載していますので、ダウンロードして書類を作成してください。

問13 提出書類は毎年同じなのか。

- 法令改正などによって変更される可能性がありますので、書類作成の前に申請の手引き等を確認してください。

問14 提出書類はファイルに綴じる必要はあるか。

- 不要です。必要書類のみご提出ください。

問15 申請者の印は、実印であることが必要か。

- 更新申請においても申請者の印は、新規登録申請時と同じように実印をお願いします。

問16 委任先がある場合、委任状の添付は必要か。

- 更新申請には添付不要です。
- 入札参加資格申請（変更届を含む）時に提出された委任状は、受任者の異動等によって変更届が受理されるまで有効です。

問17 他の申請区分にも入札参加資格があるが、申請は別々に行うのか。また、更新申請を行う際に納税証明書等はそれぞれに添付が必要か。

- 申し訳ありませんが、申請は別々に行ってください。併せて、それぞれに書類を添付してください。なお、証明書類は原本でなく、写しでも結構です。

問18 未納又は滞納があるため納税証明書を提出できない場合どうすればよいか。

- 未納がないことを証明する納税証明書でない場合又は納税証明書を提出できない場合は、入札参加資格の取消しとなります。

○焼津市が賦課する税においては、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと納税証明書が発行されませんので、ご注意ください。

問19 入札参加資格が更新されたことは書面で通知されるのか。

- 書面での通知はしません。
- 入札参加資格が更新（認定）された場合は、本市のホームページに公開されている入札参加資格者名簿が更新申請をした月の翌月1日に更新されますので、登録されているか確認してください。（1日が休日の場合は、直後の平日にホームページを更新します。[問5](#)参照）
- 同時に次回の更新期限月も更新されますので確認してください。
- 更新申請の未提出等により入札参加資格の更新を否認された場合は、書面で通知します。

4. 入札参加資格に係る変更届について

問20 希望業種の変更は更新申請の中でできるのか。

- 希望業種の変更については、業種追加登録申請を別途行ってください。

問21 更新申請と同時期に本社所在地、委任先等の変更があったため、あわせて変更届を提出したいが、更新申請の証明書類等は新内容又は旧内容のいずれで提出すればよいか。

- 新しい内容で提出してください。
- 所在地など申請内容に変更が生じた場合は、更新申請の時期にかかわらず変更事由が発生したのち速やかに変更届を提出してください。